

八千代町耐震改修促進計画の施策内容の追加について

令和4年4月

令和4年3月に改定した本計画における、住宅の耐震化の促進を図るための施策について、具体的な助成事業を下記のとおり追加します。耐震改修設計及び耐震改修工事を行う者に対して費用を補助する事業を示し、耐震改修をさらに促進し、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に進めていきます。

記

木造住宅の耐震改修事業の推進

地震による既存木造住宅の倒壊などによる災害を防止するため、建築後一定期間を経過した木造住宅の耐震改修を行う者に対し、費用を補助する「八千代町木造住宅耐震改修費補助金交付事業」を実施します。事業の概要を表に示します。

表 八千代町木造住宅耐震改修費補助金交付事業

事業名	八千代町木造住宅耐震改修費補助金交付事業
対象住宅	<ul style="list-style-type: none">・ 町内の既存木造住宅で昭和56年5月31日以前に建築確認を受けているもの・ 地上階数が2階以下のもの・ 延べ床面積が30m²以上のもの・ 在来軸組構法又は伝統的構法で建築されたもの・ 店舗併用住宅等の場合は、床面積の半分以上が住宅として使われているもの・ 耐震診断における上部構造評点が1.0未満のもの・ 耐震改修工事により、上部構造評点が0.3以上増加し、かつ1.0以上となるもの
補助金額	<ul style="list-style-type: none">・ 耐震改修設計に要する費用の3割（ただし、限度額10万円）・ 耐震改修工事に要する費用の3割（ただし、限度額30万円）